

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（水路改修事業）水橋地区）を行うことについて令和2年8月18日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において令和2年8月28日から同年9月17日まで縦覧に供する。

令和2年8月25日

香川県知事 浜 田 恵 造